(経済産業省)

		(経済産業省)
制	度名	「産業復興機構」(仮称)が債権放棄を行う場合の期限切れ欠損金の 優先適用等
税	目	法人税(法人税法第25条第3項、第33条第4項、第59条第2 項)
要	に基づ	事業者が「産業復興相談センター」(被災県の再生支援協議会)の支援 うき、産業復興機構(以下「機構」という。)に債権買取りを受けた上 ・定期間後に債務免除を受ける場合に、法人税法第25条第3項、同法第
望	又は評	:第4項及び同法第59条第2項の規定が適用されること(資産の評価益  価損の計上、期限切れ欠損金の優先控除)が可能となるよう要望する。    的には、法人税法施行令第24条の2第1項第1号及び第5号を改正
の		構が単独で債務免除を行った場合に、上記の措置が適用されるようにす
内		**************************************
容		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) ( 一 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	者とる 地地 2 災府協り運い担 に事切東にで。本域域 東かの議等用る軽 具債業れ日対、 件への 施日ら「をの支。減 体務者欠	策目的本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業し、機構が、金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うこ事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とすを通じ、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地以外へのの流出を防止し、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災復興を図る。  策の必要性本大震災復興対策本部が平成23年7月29日にまとめた「東日本大震の復興の基本方針」において、二重債務問題へがするをして、「政ニ重債務問題への対応方針」(平成23年6月17日)や与野党における踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取一貫などの各施策を政府全体として機構していく。」、債務者の負に推進していく。」、債務者の負を図る必要がある。  いにとってきるが、金融機関等から買い取った債権について、一定期間後免除を行った場合、被災事業者に債務免除益が発生するが、これが被災にとって大きな事である。そこで、資産の評価損の損金計上や、期限損金を青色欠損金より優先的に適用することで、被災事業者の負担を軽迅速かつ確実に事業再生を支援できるようにすることが必要である。

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済成長
	合理	政 策 の 達成目標	可能な限り、より多くの東日本大震災によって被害を受けた ことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。
	世   性   性   -	租税特別措 置の適用又 は延長期間	(債権買取等を行う新たな機構の存続期間は 15 年間を予定)
今回		同上の期間 中の達成 目 標	機構に債権の買取りを受けた被災事業者が、一定期間後、着実に事業再生を図ることができるようにする。
の		政策目標の 達 成 状 況	_
要		要 望 の 措 置 の 適用見込み	機構が債権を買い取った被災事業者の大半を見込んでいる。
望に	有効	要望の措置 の効果見込	一定の要件を満たした私的整理について、資産売却による損失の実現を待たずに評価損を計上することにより迅速な再生が可能となる。また、期限切れ欠損金を優先して控除することにより青色欠損金をその後の所得に対し損金算入することが可能
関	性	み(手段とし ての有効性)	となり、確実に事業再生を行う手法として、非常に有効的である。 る。
連ずる		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	〇「産業復興機構」(仮称)の債権買取手続における登録免許 税の非課税措置 〇「産業復興機構」(仮称)の業務に関する書類の印紙税の非 課税措置
事		Д Е	被災事業者の二重債務問題対策の予算措置として、産業復興機構を活用した内容としては①中小企業再生支援協議会を核と
項	相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	した相談窓口の体制強化(23年度2次補正予算額:30億円)、 ②中小企業基盤整備機構等が出資する新たな仕組み(23年度2 次補正予算額:1億円)、③再生可能性を判断する間の利子負 担の軽減(23年度2次補正予算額:184億円)を実施してい る。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	①は当スキームの支援機関となる産業復興相談センター(中小企業再生支援協義会)、②は当スキームの中心となる産業復興機構に対する支援措置であり、支援対象がそもそも異なっている。また、③については、被災事業者に対する支援検討段階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階(ステージ)が異なっていることから、明確な役割分担がなされている。

	要望の措置の 妥 当 性	機構が、一定期間後に買い取った債権の債務免除を行った場合、被災事業者に債務免除益が発生するので、それが被災事業者にとって大きな重荷となっており、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先控除を認めることにより、迅速かつ確実に再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として、妥当な措置である。
これまで	租税特別 措 置 の 適用実績	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
と効果に関	前回要望時 の達成目標	
(連する事項	前回要望時 からの達し 度及び目標 に達してい ない場合の 理	_
これまでの 要 望 経 緯		